

令和7年度

綾瀬市公共下水道事業会計

補正予算書

(第2号)

第84号議案

令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度綾瀬市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 予算第6条に定めた債務負担行為の限度額を次のように改める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償	令和7年度から令和11年度まで	改造等資金を500千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には75千円を限度として元金及び期限後の利子を補償する。
水洗便所改造等貸付金利子補給金	令和7年度から令和10年度まで	借入期間中における融資残高につき年利5.0%以内の割合で計算した利子相当額
綾瀬終末処理場水処理施設他（機械・電気）更新工事委託	令和8年度から令和9年度まで	859,380千円
公共下水道事業会計支援委託	令和8年度	2,508千円

令和7年11月27日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

令和 7 年度

綾瀬市公共下水道事業会計補正予算

に関する説明書

(第 2 号)

債務負担行為

事　　項	限　度　額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	
		期　間	金　額
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和4年度設定分)	改造等資金を500千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には75千円を限度として元金及び期限後の利子を補償する。		
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和5年度設定分)			
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和6年度設定分)			
水洗便所改造等資金として融資した金融機関に対する損失補償 (令和7年度分)			
水洗便所改造等貸付金利子補給金 (令和5年度設定分)	借入期間中における融資残高につき年利5.0%以内の割合で計算した利子相当額		
水洗便所改造等貸付金利子補給金 (令和6年度設定分)			
水洗便所改造等貸付金利子補給金 (令和7年度分)			
綾瀬終末処理場水処理施設他（機械・電気）更新工事委託 (令和7年度分)	859,380		
公共下水道事業会計支援委託 (令和7年度分)	2,508		

に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源			内 訳
		特 定 財 源	一 般 財 源		
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度から 令和10年度まで	限度額に同じ				全 額
令和7年度から 令和11年度まで	限度額に同じ				全 額
令和7年度から 令和9年度まで	限度額に同じ				全 額
令和7年度から 令和10年度まで	限度額に同じ				全 額
令和8年度から 令和9年度まで	859,380	472,659	386,500		221
令和8年度	2,508				全 額